

令和 7 年度第 1 回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

令和 7 年 8 月 4 日（月） 14：00～16：10

2 開催場所

奈良県人権センター 大研修室

奈良市大安寺 1－23－1

3 出席者

委員：和泉元委員、伊藤委員、須藤委員、田崎委員、田辺委員、千原委員、辻本委員、廣岡委員、北條委員、宝来委員、松岡委員、松田委員、村上委員

事務局：毛利地域創造部長、小林地域創造部次長、内田人権施策課長、吉田人権施策課課長補佐、高木人権・地域教育課長、竹田人権・地域教育課主幹、人見国際課長、松南防災統括室長、染川県民くらし課長、下市こども・女性課長、中川こども保育課長、森本教育振興課長、竹本地域福祉課課長補佐、島岡障害福祉課長、金井地域医療連携課長、戸上人材・雇用政策課課長補佐、坂口教職員課課長補佐、尾崎高校教育課長、矢奥義務教育課長、高田体育健康課課長補佐、北口教育研究所教育支援部長、杉田警察本部特命参事官

4 議題

- (1) 令和 6 年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について
- (2) 令和 7 年度奈良県人権施策協議会部会の設置について
- (3) 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画について
- (4) その他

<資料>

- ◇ 令和 7 年度第 1 回奈良県人権施策協議会 出席者名簿
- ◇ 令和 7 年度第 1 回奈良県人権施策協議会 配席図
- ◇ 奈良県人権施策協議会委員名簿
- ◇ 奈良県人権施策協議会規則

資料 1－1、1－2

令和 6 年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について

資料 2 各課の主要事業実施状況報告書について

資料 3 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画
(2025 (令和 7) 年度版)

資料 4 令和 7 年度奈良県人権施策協議会部会の設置について (案)

資料 5 奈良県人権施策協議会・専門部会の実施スケジュール (案)

参考資料 ・「なら人権相談ネットワーク」相談窓口一覧リーフレット
・「奈良県人権施策に関する基本計画」本編、別冊資料編

5 議事内容

内田人権施策課長（司会）

- ・令和7年度第1回奈良県人権施策協議会を開催する。

毛利地域創造部長 挨拶

内田人権施策課長

- ・資料確認。
- ・新規委員紹介。
- ・これ以降の議事進行については、村上会長にお願いする。

村上会長

- ・議題（1）「令和6年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、各部会長からご報告をお願いしたい。
- 続けて、議題（2）「令和7年度奈良県人権施策協議会部会の設置」について、事務局より説明をお願いする。

松岡委員（部会長）

- ・「外国人の人権」部会からの報告について、資料1－1により報告。

北條委員（部会長）

- ・「災害時における人権」部会からの報告について、資料1－2により報告。

（事務局）

- ・資料4について説明。

村上会長

- ・ただいまの部会からの報告について、委員のみなさんからご質問・ご意見があればご発言をお願いする。
 - ・意見がないようなので、議題（1）「令和6年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」は、資料のとおり、当協議会の意見として奈良県へ提言することとする。
 - ・次に令和7年度の部会の設置について、2部会とも継続と提案があったが、みなさんいかがか。
- （各委員から賛同）

村上会長

- ・それでは2部会ともを継続することとする。また、部会は最長2年としており、部会の構成委員も継続でお願いする。

村上会長

- ・続いて、議題（3）「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画」について、事務局及び各課より説明をお願いする。

（事務局）

- ・資料 2、3 により概要説明、及び人権施策課の実施事業について報告。

関係各課

- ・資料 2 により各課実施事業について報告。

村上会長

- ・ただいまの説明について、委員のみなさんからご質問・ご意見があればご発言をお願いします。

廣岡委員

- ・「災害時における人権」部会の配慮を要する人の中に、精神医療に関わっている人、繋がっている人を、どういうふうに支援していくかということの観点を盛り込むことができなかった。
- ・在住外国人について、困りごと調査を実施したという報告はいただいているが、その基礎的なデータとして、どういう状況にあるのか。学生として来ているのか。労働者として来ているのか。或いは日本人の配偶者という地位でおられるのか、或いはもうすでに子供は日本国籍だけど、親御さんは認められなくて、外国人というようなケースもあったりすると思う。そういった実態がどうかということがあって困りごとの話がある。仕事が忙しくて、日本語学習の時間が取れない。そういった、散発的に出てくるものだけではなくて、その辺りの把握が必要ではないかなと思った。今伺った中では、今年度、昨年度までの報告としても、今年度、来年度の計画としても上がってきていないようなので、その関係もひとつ必要じゃないかと思ったところ。
- ・教職員研修のオンライン研修を広げていくとのことだが、時間、コスト等のメリットと、ながら受講、参加者同士の議論がやりにくい等のデメリットがある。オンライン研修に置き換えるのではなく、対面受講の講師との関係作り、受講する教職員同士での議論や意見交換等、集まることの副次的効果も考えて、対面での受講機会を確保することも行政の課題の一つである。
- ・インターネット上の掲示板等への奈良県に関わる差別書込をモニタリングし、削除要請しても削除されない理由はなにか。どこが不対応なのか等のフォローアップが一つ課題である。

村上会長

- ・精神医療に関わっている人の支援や外国人の実態把握を災害時に活かすことについては、今後の部会で議論し、提言していきたい。

→（人権・地域教育課）

- ・県教育委員会全体の研修に関わる話となるが、対面研修の重要性も重々承知をしている。オンライン研修では意見交換をするようなシステムを使いながら、工夫しているケースもある。参加をしやすい、より自分のペースで研修に当たれるなどのオンライン研修の利点と集合研修の利点を見定めながら、計画を進めていきたい。

→（人権施策課）

- ・法務局への削除依頼 205 件のうち、108 件が削除された。今年の 4 月に情プラ法が施行され、プラットフォーム事業者には、削除申出に対して対応の迅速化や運用状況の透明化が義務づけられた。これは施行前の話であり、今年のデータはまだないが、今後、より効果的な削除につながる取組事例が出てくるのではないかと考える。

廣岡委員

- ・削除要請後のフォローアップがされているということで、ありがとうございます。
- ・先ほどの外国人部会報告の中で、外国人、外国ルーツの人も含めてですが、ヘイトスピーチへの対策を強化していく必要があるのではないかという議論が出ていた。一方、情報リテラシー、社会教育ですけれども、ネット上でいろんな差別、災害時の差別に関する議論が強まっている状況の中で、どういう風に社会全体への啓発をかけていくのか。学校教育でどう働きかけていくのかという疑問はありつつ、現に起きてしまっている差別書き込みをどういうふうにしていくのか、今後さらに議論を深めていく必要がある。

和泉元委員

- ・本当にきめ細やかにいろいろな事業を展開しているのがよく分かった。
- ・先ほどの外国人の人権部会の部会長からの報告の中で、基本理念のようなことの記載がなかった点について言及があり、私になるほどと思った。
- ・いろいろな事業の中で、主にフォーマル教育、公教育に関わるような部分と、ノンフォーマル教育に関わるような部分、2つの事業が展開されている中で、どういう対象の、どういう場での人権を取り扱っているのかということについて、少し整理が必要だとこの計画を見て気づいた。
- ・それに関わって、どういう計画で、どういう実績があってそれをどのように評価したかという、個々の事業についての成果というのは、よく理解できて、評価A評価Bと、高い評価の事業が並んでいることはとても素晴らしいと思ったが、奈良県人権施策に関する基本計画に挙げられている、それぞれの項目についての、県が課題であると認識しておられる課題との対応を、どのように評価すればいいのかということが、少しわかりにくいと思った。
- ・外国人の人権の部会でも、今年度以降、また継続してこの議題について意見、提案、協議をしていくことになるが、その中で、特に教育環境の充実のところ、もしかしたら、全体に関わることもかもしれないが、市町村の役割、県の役割を明確にし、連携協力の体制を構築する必要があるということ意見を、提案している。これをどのように具現化していくか、私はあまり見えていないが、この事業計画、事業評価の際に、これらの個々の事業が、どのような連携協力体制の中で、実現され、この基本計画の中に掲げられ、認識されている課題の解決に向かっていくのかという視点で評価をしていく必要があり、この協議会でも、協議を進めていく必要があると改めて認識した次第。
- ・2010年に改定された基本計画は、2029年までの10年間で達成する基本方針、基本計画として、策定されたものであるというふうに理解しており、今年は2025年ですので、半分の期間が終わったということ。半分終わったこの段階で、2029年に向けてどのように、この認識された課題を解決していくかということを示すような形で見せていただけると、議論もより深まるんではないかと思った。

→（人権施策課）

- ・数字で効果を評価しにくいものが多いが、評価できるものもあるかもしれないので、今後検討して、協議会、部会で提示させていただきたい。

田崎委員

- ・資料2の25ページ、こども保育課からの報告についての質問と確認。人権教育の推進ということで、6年度の事業実績等も見せていただいた。例えば今回の外国人の方、性的マイノリティ、人権課題はさまざまあるが、これでは見えてこない。児童館・放課後クラブ等職員研修会で発達障害が2回ほどあるが、それ以外の人権課題がみえてこない。
- ・例えば、乳児保育、幼児保育とか、子育て支援の中に性的マイノリティが入っているのか入っていないのか。その辺をお聞かせいただきたい。
- ・この話をしているのは、保育所の園長先生方が集まる所でお話を伺うと、特に幼児教育の現場において、性について触れるとき、マイノリティについて触れていいかどうかという現場の声がまだまだ出てくる。小学校、中学校、高校は、取り組みが増えて来ているが、幼稚園、保育園ではなかなか難しいとのことである。
- ・例えば岡山大学、ジェンダークリニックの中塚幹也先生のデータでもトランスジェンダー男性の気づきが小学校入学前に7割、幼児期において教える必要が無いかということそうではなく、きっとそこできちんと正しい知識として知っていくことによって、宝塚大学日高先生が言われている、思春期で同性愛者だと気づいたときに、自殺願望を抱く割合が高い。そういったところに少しアプローチしていけるのではないのかということもあり質問させていただく。
- ・資料2の45ページスクールカウンセラー活用事業について、令和7年度の事業計画でも、学校の教育相談体制及び関係機関等との連携の強化充実を図るとある。私は相談支援専門員ですが、小学校ぐらいまではスクールカウンセラーと連携が取りやすく、虐待や、いろいろなケースに関わらせていただきますが、中学校になった瞬間に、県の方にスクールカウンセラーの事業変わりましたと言われ、連携が非常に取りにくくなる事例がある。この辺り私も心理士ではないので、カウンセラー自体はどういった役割を持って関わっているのか、関係機関がどんなふうに関わり、どんな位

置付けになっているのか、配置される先生方がどのように理解されてるのか、ということ。また中学校に対してどのように指導されてるのかを少し知りたいと思ったので質問をさせていただきました。

- ・もう 1 点、報告はなかったんですが資料 2 の 60 ページ、奈良県本部警務部留置管理課からの報告の中に、性同一性障害被留置者に対する適切な処遇の推進というところですが、精神学会の方の診断名が、性別不合、性別違和に変わっていく中で、まだ特例法が性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律のままなので、この文言を今後も使うのか、変更を検討しているのかいないのか、教えていただきたい。

→（こども保育課）

- ・児童館・放課後児童クラブ等職員の研修会は、発達障害をテーマに県独自研修として、2 回開催させていただきました。受講対象者から、何について学びたいか或いは何について困り事があるかということを、事前にアンケートを実施し、発達障害のテーマが挙がったので、それぞれ専門の先生に話をさせていただきました。
- ・その他の、保育士キャリアアップや子育て支援研修、放課後児童認定資格研修は国のガイドラインに沿った内容となる。保育者については、全国で差異がないよう質を確保するということで、ガイドラインに沿って実施しているところ。質問いただいた内容は今は入っておらず、検討がいるのではないかと思います。
- ・家庭支援推進保育については、外国にルーツを持つ子どものいる家庭生活や保護者の不適切な養育によって、心身の健やかな発達が阻害されていると疑われるような子どもなど、特別な配慮が必要な場合に対象となる。
- ・県が作成した人権に係る保育マニュアルに触れてもらう機会を設けるなど、人材保育の学びを深めている。
- ・保育施設で、BCP（業務継続計画）についての助言、指導をするという立場にありますので、監査実施時においても、こころのケアについての助言、指導をしている。

→（教育研究所）

- ・公立小・中・義務教育学校へのスクールカウンセラーの配置については、市町村によって、県のスクールカウンセラーと、市町村のスクールカウンセラーが配置されている場合がある。市町村から配置されているスクールカウンセラーと、県が配置しているスクールカウンセラーがいるので、連携がうまくとれていないことがあったのかもしれない。スクールカウンセラーは常駐していないので、基本的には日々関わっている先生方が子供たちへの支援をしていただかないといけない。各相談の後に、先生方にコンサルテーションで、具体的な支援方法等を伝えることにより、支援につなげてもらうという形をとっている。
- ・また関係機関等との連携については、相談内容によって、虐待であれば、市町村の福祉担当部署や児童相談所、ヤングケアラーであれば福祉担当部署、また、精神疾患等、医療に繋がっていかないとけない状況等もあるので、その場合は、先生方と連携しながら、学校がどのように関係機関と連携できるのかを支援していく。

→（警察本部）

- ・所管課と検討させていただき、後日報告させていただきたい。

松岡委員

- ・予算がない事業は実施しないのか。例えば、資料 3 の 98 ページ奈良県多文化共生ボランティアについてはどうか。

→（国際課）

- ・予算のない事業ですが、ボランティアの調整等職員が対応している。ボランティアの交通費は依頼される団体が負担。

田辺委員

- ・外国人と災害の部会で提案、報告した内容について、今後どう活かされていくのか、教えてほしい。R7 事業計画に反映されるのか。または R8 以降に反映されるのか。または、そこまでしないの

か。

→（人権施策課）

・いただいた意見については、8月の県の幹部をあつめた人権施策推進本部幹事会で報告する。流れとしては、いただいた意見をもとに施策に反映し、それをまた、協議会、部会で議論していただき、意見をまた施策に反映し報告する。この繰り返しでどんどんいいものを作っていく。計画は何回かの協議会でいただいた意見を反映することになる。

村上会長

・今回提言・提案したものを、来年度の協議会で報告してもらう。様式については、以前の協議会で考えて作成したもの。分かりやすい様式になっていると思う。

村上会長

・最後に、議題（4）その他について、何か、人権施策全体について、ご意見等ございますか。

廣岡委員

・職場の相談員が犯罪を起こした人の立ち直り支援に携わっている。犯罪を起こした人の話を丁寧に聞くと、虐待を受けていた等困り事がみえてくる。福祉的な支援、児童虐待支援等の視点も盛り込んでほしい。

村上会長

・本日、みなさんからいただいたご意見等につきましては、今後の人権施策の推進にいかしていただきたいと思います。

・それでは事務局にお返しする。

内田人権施策課長

・村上会長、議事進行、誠にありがとうございました。

・今後の部会等の進め方については、資料5により進めてまいりたい。具体的な進め方は会長、各部会長と相談し決定していきたい。

・それでは閉会にあたり毛利地域創造部長よりご挨拶申し上げます。

毛利地域創造部長 挨拶

内田人権施策課長

・本日の協議会はこれで終了する。